

旧本郷六丁目介護予防拠点跡地における看護小規模多機能型居宅介護施設
整備・運営事業者の公募に関する質疑回答書

【12月11日追加分】

質 問	回 答
<p>No. 12 預金残高証明書について 書類作成要綱の記載には【口座が複数存在するときは、すべての口座分を提出すること。】とあるが今回の事業費の支出が限定された数行の預金残高によって支出額が足りることが確認できる残高である場合はすべての口座分の提出でなくてもよろしいでしょうか。</p>	<p>経営状況の確認に必要なため、すべての口座について提出をお願いします。</p>
<p>別記様式第 14 号人件費の積算根拠 実施する事業ごとに作成することと記載があるが、訪問看護事業の併設する場合、看護師の人件費は看護小規模多機能型居宅介護事業と訪問看護事業で按分する形で設定してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。看護師が兼務する場合は、按分の上、記載してください。</p>
<p>No. 33 事故発生報告書一式 令和 5 年 12 月分～令和 6 年 11 月分の提出とあるが、事業所分全てで印刷したもので提出するのでしょうか？集計と分析したデータの提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>応募書類作成要領に記載の通り、別記様式第 6 号に記載した事業種別について、事故発生報告書の形式での提出をお願いします。</p>
<p>別記様式第 11 号に関して 公募要項 2 ページ 3 - (2) 「貸付面積」にて地積 569.4 m²と記載がある一方で、別記様式第 11 号資金計画書では地積 529.81 m²と最初から入力されております。こちらはどちらの数値がただしものになりますでしょうか。</p>	<p>どちらも正しいものとなります。 貸付予定地全体の地積は 569.4 m²です。土地貸付料の算定に当たっては、私道(文京区本郷六丁目 115 番 4)を除く面積とするため、別記様式第 11 号の参考資料で示している地積 529.81 m²を使用してください。</p>
<p>応募書類作成要領全般に関して 各様式に枚数制限はあるか・適宜枠の幅を広げて良いか・行間の指定はあるか、文字サイズ・フォントの変更が可能かそれぞれご教示ください。</p>	<p>応募書類作成要領で枚数を指定しているもの以外の書類に制限はありません。なお、枠の幅や行間、文字の大きさ、フォントの指定はしていませんが、各様式とのバランスを考慮して作成してください。</p>

<p>応募書類作成要領 全般に関して 応募作成要領にて法人定款や議事録等に関して 原本証明が必要である旨のご指示を拝見しまし ましたが、応募書をはじめとした本公募書類の中で、 押印の必要な書類がありましたらご教示くださ い。</p>	<p>代表者の押印が必要な書類は、応募作成要領に記 載の通りです。その他の応募書類は、代表者の押 印は不要です。なお、工事費概算見積書につい ては、見積書作成事業者の押印が必要です。</p>
<p>応募書類作成要領 2 ページ 全般 8. 電子データ に関して 電子データとして提出すべき資料のマスキング 要不要についてご教示ください。</p>	<p>電子データのマスキングは不要です。</p>
<p>応募書類作成要領 4 ページ 個別の書類 13. 決算 書 に関して 法人全体の提出でよろしいでしょうか。それとも 各事業所・拠点区分も添える必要がありますでし ょうか。その他特に必要な項目・帳票の指定があ りましたらご教示ください。</p>	<p>法人全体の決算書で構いません。</p>
<p>応募書類作成要領 4 ページ 個別の書類 13. 決算 書に関して 各事業所・拠点区分も添える必要がある場合、ペ ージ数が膨大な量になってしまう為、別冊でファ イリングをしても支障ありませんでしょうか。</p>	<p>別冊ではなく 1 冊にまとめる形でお願いします。 各事業所、拠点区分を添えなくても構いません。</p>
<p>公募要項 2 ページ 3 - (3) オ「埋蔵文化財」 及び 公募要項 7 ページ 6 - (2) ク「地下埋蔵物」 に関 して 埋蔵文化財包蔵地の為区が試掘調査を行うとの 記載がございますが、埋蔵文化財が出土した場 合、回収や撤去・移送処理、更なる調査は区主導 で実施がなされるとの認識でよろしいでしょ うか。また、予定している試掘調査の実施範囲・規 模・深度についてご教示ください。</p>	<p>試掘調査にて埋蔵文化財が出土した場合、回収や 撤去・移送処理、更なる調査は、区が実施する予 定です。 旧本郷六丁目介護予防拠点跡地の試掘調査につ いては、規模は 2 箇所（1 箇所約 1 3 m²程度）、 深度は現地表面から G. L. - 1. 0 m 前後を予定 しています。</p>

<p>公募要項 7 ページ 6 - (2) ク 「地下埋蔵物」に関して 地下埋蔵物が出土した場合は区と協議の上適切に処理との記載がございますが、区有地該当箇所・民有地該当箇所問わず、全て借受者の負担のもとに処理となりますでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。 区が試掘調査を行い、本調査が必要と判断された場合は、区で本調査を行った上で土地を貸し出す予定です。そのため、建設工事時においては、基本的に地下埋蔵物は出土しないものと想定していますが、建設工事時に地下埋蔵物があった場合については、借受者の負担のもと処理をしていただく前提としています。</p>
<p>設計に関して 現況図、敷地求積図及び後退距離の資料の提供は ございますでしょうか。</p>	<p>現在、測量実施中のため、現時点での資料の提供はできません。なお、応募意向書を提出された事業者には、敷地の状況が分かる資料を提供する予定です。</p>
<p>公募要項 9 ページ 7 - (2) 「文京区定期借地権利用による地域密着型サービス等整備促進補助金」に関して 事業を併設しない場合においては、前払い賃料を補助基準額である路線価の 2 分の 1 の金額とした場合、満額支給されるという認識で合っていますでしょうか。</p>	<p>補助基準額等については、公募要領に記載の通りです。 なお、地域交流スペースは補助対象に含まれませんのでご注意ください。別記様式第 11 号参考資料で定期借地権の一時金に対する補助額を算出する際は、地域交流スペースの面積は補助対象外事業に含めてください。</p>
<p>公募要項 1 ページ 2 - (2) 公募事業 グループホームを併設することは可能でしょうか？</p>	<p>区の高齢者施設整備計画上、今回の公募において、認知症高齢者グループホームの併設は不可とします。</p>
<p>開設までの期間は賃料支払いは必要でしょうか？</p>	<p>公募要項 3 ページ 4 - (2) に記載の通りです。 4 の「貸付条件等」をご確認ください。</p>